

# ワールドウィング沖縄会員規約

(名称及び所在地)

- 第1条 名称 ワールドウィング沖縄  
所在地 沖縄県浦添市伊祖2丁目7-1 1 NEC ビル2階

(運営)

- 第2条 本施設の運営や管理等（会員資格の得失、諸費用・規約の制定、改廃等を含む）は株式会社ワンステップが行います。

(目的)

- 第3条 本施設は、入会された会員がトレーニングを通して心身の健康維持・増進、故障改善及び競技技能の向上、会員相互の親睦を深めることを目的とします。

(入会資格)

- 第4条 本施設の入会可能な方は、沖縄県在住の方で定期的に通える方とし、年齢は10歳（小学校4年生）以上の方で、本施設によるトレーニングの趣旨に賛同し、規約承認した方とします。
- 1 施設内の円滑な運営と施設利用者のトレーニングに支障をきたす等、本施設が不適当と認めた方、また、これらの事象が判明した時点で退会を通告致します。
  - 2 本施設に入会される方で、健康状態の異常もしくは支障のある方は予め申し出なければなりません。医師からトレーニング等運動全般を禁止されている方は入会できません。また、疾病・怪我の程度によっては入会を制限させて頂く場合があります。必要な方は医師の診断を受けて頂きます。
  - 3 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力また、これらの事象が判明した時点で退会を通告致します。

(会員区分)

- 第5条 本施設の会員区分は、一般会員、ジュニア会員（10歳～18歳）、法人・チーム会員の3区分と致します。また、ジュニア会員の場合は保護者1名の入会が必要。

(入会手続き)

- 第6条 本施設に入会される方は、所定の手続きを行い、本施設の承認後、入会諸費用をご納入頂きます。尚、入会者が未成年者の場合は、入会申込書に保護者の記名押印が必要です。この際保護者は、本規約に基づく責任を入会者本人と連帯して負担し、

本規約第18条に定める危険負担と本施設の免責につき同意をお願い致します。

(入会金)

第7条 会員は入会金を所定の方法で納入してください。入会金の有効期限は退会時迄とし、一旦納入した入会金は返還致しません。

(除名)

第8条 本施設は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名することができます。

- 1 連絡なく3ヶ月以上会費を滞納した場合や施設を利用(トレーニング)しなかった場合。
- 2 本施設の設備を故意に破損したとき。
- 3 本規約その他、本施設が定める規則に違反、またはスタッフの指示に従わなかったとき。
- 4 本施設の名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- 5 その他会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は退会、除名、死亡及び失踪宣言をうけたとき、その資格を失います。

(会員資格の譲渡)

第10条 会員は、その会員資格を他の者に譲渡することはできません。

(会員証)

第11条 本施設は会員に対して会員証を交付致します。

(会費等の支払い)

第12条 会員は、本施設の定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費

等の書類、支払い期限及び支払い方法等は本施設が定めるものとします。一旦納入した会費等は原則として返還致しません。月会費は、会員が会員証を有する限り、現実に本施設を利用されない場合も、支払い義務を有します。但し、第13条に定められた手続きを行った場合はこの限りではありません。尚、入会月の月会費については、日割りにて計算し支払いと致します。

(休会)

第13条

- 1 会員は疾病・長期出張などの事由により一定期間、本施設に通うことが困難になった場合、休会を希望される前月の20日(休日の時は翌日)迄に本施設に所定の休会届を提出し、承認を受けることにより休会することができます。その場合、毎月1,080円の休会費を頂きます。休会届を提出・承認された会員が、利用を再開する場合は本施設にその旨を伝え、再開届を提出して頂きます。
- 2 妊娠が判明した場合は、御出産されるまで休会(または退会)して頂きます。

(コース変更)

第14条 会員は、コース変更を希望される場合、前月20日迄に申し出ることにより翌月からコースを変更することができます。

(退会)

第15条 会員は、退会を希望される月の前月20日迄に、本施設に所定の退会届を提出することによりその月末で退会することができます。これを過ぎた場合は、翌月扱いとなります。

(休館日)

第16条 本施設は、原則として火曜日を定休日とします。また、定休日の他に施設の補修整備、その他やむを得ない事由が発生した場合、休館することがあります。尚、休館に関してのお知らせは、原則として1週間前までに館内掲示させて頂きます。但し、安全管理面から緊急工事が必要な場合は、予め提示することなく休館することがあります。

(施設の廃止・利用制限)

第17条 本施設は、次の事由により一時的に閉鎖することがあります。尚、この場合、会員に対する補償は致しません。

- 1 台風・地震その他自然災害・近隣の事故等で業務遂行に支障があるとき。台風時については、暴風警報発令時は休館とします。
- 2 施設の改造又は補修工事実施のとき。

(会員の遵守事項)

第18条 会員は次の事項について遵守・責任を負うものとします。

- 1 会員は、スタッフの指示に従い、トレーニングを含む施設利用を行う事とします。

- 2 会員は、常に健康管理に留意し、施設内における傷害並びに急性疾患等の事故について自己責任において対処するものとします。
- 3 会員が施設利用中に生じた紛失・盗難等の事故について本施設は一切責任を負いません。

(届け出事項)

第19条 会員は、住所又は連絡先等、入会申込書記入事項に変更のあった場合は、速やかに届け出るものとします。

(諸費用の改定)

第20条 本施設は、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢の変動に応じて改定することができます。

(細則)

第21条 本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は、本施設が定めるものとします。

(改定)

第22条 本規約の改定及び変更は本施設の定めるところによるものとし、その効力は全ての会員に適用されるものとします。

(附則)

第23条 本規約は2016年5月1日より施行します。